

居宅介護支援事業所 管理者様
介護予防支援事業所 管理者様
福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所 管理者様

豊田市福祉部介護保険課長

福祉用具の同一品目複数貸与について

福祉用具貸与事業は、居宅において利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図るものでなければなりません。そのため、「福祉用具の同一品目複数貸与」は、当該目的を阻害するおそれがないか、住宅改修での対応の可否等、多角的に検討を行い、真に必要な場合に限りケアプランに位置付けるものです。なお、関係事業者におかれましては、以下の点に留意して適切な対応をしてください。

1 多角的な検討

利用者の希望のみによって、同一品目複数貸与が必要とすることは不適切です。利用者の状態像の変化や多職種の視点などから、複数貸与の必要性を検討してください。

2 居宅以外の場所における貸与

福祉用具は利用者の居宅での利用が前提とされており、例えば、利用者が居宅以外の家族の住居で過ごすため、歩行器の複数貸与を希望する場合において、居宅ではない家族の住居への貸与は認められません。

3 適切な福祉用具の選定

福祉用具の選定に際し、介護保険最新情報 vol.1296 「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」を参照の上、適切な選定をしてください。

4 複数貸与の必要性が想定される例

車いす	住環境等により、屋外用と屋内用でサイズを変更しなければならない場合
車いすの付属品	付属品についても複数貸与が必要とする場合
特殊寝台	想定されない
特殊寝台の付属品	用具の機能を確保するために必要な場合 (サイドレール 1 組の設置では落下の危険が想定される等)
床ずれ防止用具	想定されない
手すり	利用者の日常生活範囲において複数必要な場合
スロープ	利用者の日常生活範囲において複数必要な場合
歩行器	住環境等により、屋外用と屋内用でサイズを変更しなければならない場合
歩行補助つえ	用具の機能を確保するために必要な場合 (つえが 2 本なければ歩行が安定しない等)
認知症老人徘徊感知器	利用者の安全確保に複数必要な場合
移動用リフト	想定されない
自動排泄処理装置	想定されない

※福祉用具貸与の対象用具のうち、購入して利用することもできるスロープ、歩行器（歩行車を除く）又は歩行補助つえについて、複数購入する場合も同様の扱いとします。